

2003年1月16日
(平成15年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横尾裕夫

市県民税納税通知書の返戻調査等に必要な住民記録における本籍地情報の
目的外利用及び本人通知の省略並びにコンピュータ利用について（答申）

2002年（平成14年）12月26日付けで諮問（第114号）された、市県
民税納税通知書の返戻調査等に必要な住民記録における本籍地情報の目的外利用及
び本人通知の省略並びにコンピュータ利用について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定による目的外利用の必要
性を認める。
- (2) 同条例第9条第3項の規定による本人に通知しないことの合理的理由がある
と認める。
- (3) 同条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、目的外利用及び本人通知の省略並びにコ
ンピュータ利用の必要性等は、次のとおりである。

(1) 業務の概要について

市県民税は、毎年1月1日に住所を有する人がその前年の収入をもとに算定
される税額を、居住する市及び県に納める税金である。

平成13年度は、納税者に対して当初約67,000通、その後約9,000
通の納税通知書を発送した。その結果、納税者の転居先不明等により372
通が返戻となり、そのうち200通に対して本籍照会を行った。

(2) 目的外利用する必要性について

納税通知書の返戻に伴う作業については、住所の異動であれば市民税課の端
末機で確認することができるが、納税者が国外転出あるいは死亡した場合には、

納税管理人・相続人代表者の指定届が必要となり、親族照会をするために本籍地に照会をしなければならない。現在市民税課の端末機では本籍地検索ができないため、その都度市民窓口センターに本籍確認を依頼している状況であり、円滑な事務処理に支障をきたしている。

また、納税通知書は、地方税法第319条の2第3項により納期限の10日前に送達しなければならないため、非常に限られた時間内で処理しなければならないことから、目的外利用する必要がある。

(3) 本人に通知しないことの合理的理由について

個人情報検索は、納税通知書の返戻に伴う送付先特定作業を実施するものであり、その作業特性から通知しないことが本人の不利益になる性質のものではなく、目的外利用する旨を当該本人に通知しないことの合理的理由がある。

(4) コンピュータ利用の必要性及び安全対策について

ア 短期間で終了させなければならない本業務については、迅速性が要求され、事務執行には機敏な対応が必要であることから、市民税課の端末機において本籍地と筆頭者名をオンラインで検索することができるようにしたい。

イ 安全対策としては、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」及び「住民記録の検索に係る個人情報等取扱要領」を遵守する。

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、本件諮問について認めるものである。

(1) 目的外利用する必要性について

現在、市民税課に設置されている端末機では、本籍地及び筆頭者名については検索ができないため事務処理に支障をきたしていることから、効率的な事務執行を図り、公平かつ適正な課税を行うために目的外利用する必要性は認められる。

(2) 本人に通知しないことの合理的理由について

当該個人情報検索については、送付先特定作業を実施するためのものであり、その作業特性から通知しないことが本人の不利益になる性質のものではなく、目的外利用する旨を当該本人に通知しないことの合理的理由がある。

(3) コンピュータ利用について

ア コンピュータ利用の必要性について

本業務については短期間で行う必要があることから、迅速性が要求され、事務執行には機敏な対応が必要であり、事務の効率化を図るためにもコンピュータを利用する必要性は認められる。

イ 取り扱う個人情報の範囲

コンピュータで取り扱う項目は、本籍地及び筆頭者名であり、これらは本

業務における必要最小限の項目であると認められる。

ウ 安全対策

本業務の処理に当たっては、個人情報の保護及び安全対策のために必要な事項を定めた「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」及び「住民記録の検索に係る個人情報等取扱要領」に基づき運営されるため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上